

●地区町内会単位での防災訓練を

町防災訓練は、年に1回盛大に行われている。

実際の災害時には、ご近所の協力も重要である。

防災訓練を区ごと、あるいは町会ごと、各地域の実情に合った防災訓練をするべきではないか。町防災訓練は、年に1回盛大に行われている。それはそれで意味があると思うが、水害が懸念される地域、土砂災害が懸念される地域等、災害が予想される各地域の実情を考慮した防災訓練や現実的な避難誘導への取り組みをすべきではないか。また近所の高齢者、障害者等の社会的弱者をどう支えるかの訓練や机上シミュレーションでの対策も考えるべきではないかと思うがどうか。

地域に根ざした訓練を。

●子育てしやすい町づくりをめざして～学童保育の指導員の確保と人件費について

津幡町の学童保育は、近隣の自治体と比較してもいち早くその取り組みを開始して、その内容についても先進地区であり、施設の完備という点でも高く評価されていると思われませんが、それでも多くの問題を抱えていることも事実です。保護者みずからの志と努力によって、そして町行政にも支えられ改善に努めてきた学童保育ではありますが、解決したい問題もあります。わたしは、2008年6月定例会の一般質問で、学童保育に関する質問をいたしました。再び質問と提案をさせていただきます。

まず問題のひとつに、指導員の安定的確保が困難な場合があるということ、そしてその人件費についても、運営している保護者たちが大変苦勞されているということがあります。また、夏休みや春休み等の学校が長期に休みの期間に学童保育を希望する保護者たちに対して、きちんと対応できていないという問題もあります。このことについては、昨年12月定例会の道下議員の一般質問にもありましたが、わたしも同様な思いがありますので、質問させていただきます。

まず、国の学童保育への対応はどうかという点ですが、全国学童保育連絡協議会の働きかけもあり、2010年12月に発表された国の2011年度学童保育補助金予算案は、前年度比33億3000万円（12%増）増の総額307億5000万円となっています。そして、その内容についてはほとんどが学童保育の運営費の増額となっています。少子化に逆行し国が補助を増やしていることは、学童保育に対して国もその重要性を感じ子育て支援の柱と考えはじめているということを示していると思います。一方自治体の方からは「国はもっと負担せよ」「自治体の負担は大きく国はもっと負担して当たり前だ」というような、そのような声があるとも聞きます。

しかしながら、ここで自治体である町にもよく考えていただきたいと思うことがあります。

いま、学童保育が抱えている問題に、指導員の安定的確保、そしてそれに伴う人件費をあげましたが、これらについては町の各放課後児童クラブが予算の範囲内で個別に対応しています。

よくあることですが急に指導員がやめたりしたら、その対応にたいへん苦勞しています。やめた指導員のつなぎのための人員手配などによって、当初見込んでいた人件費の総額が数十万円多くかかってしまうこともあります。運営する保護者にとっては大変な不安材料になっています。指導員の急な欠員の場合等には、町行政が窓口となって指導員を安定的に供給することができませんか。臨時職員の安定的供給のノウハウを町行政は持っている

のではないのでしょうか。

たとえば、指導員が急に不足した場合に、学童保育を運営する保護者に代わって、町が募集をかけることができませんか。あるいは、家庭待機中の保育士資格取得者を起用するか、保育園、幼稚園の保育士募集にもれた人たちを紹介するといったようなことができませんか。急な指導員の欠員にすぐに対応できる体制が町にあれば、保護者は安心して学童クラブの運営に携わることができます。

夏休み等の学童保育希望者に応えられない理由には、増えた学童に対応できる指導員やパート職員の人員の確保ができないということであり、これが大きな問題となります。

またほかの理由としては、学童保育は年間計画というスタンスで保護者たちが主体的にかかわっているので、通年利用する保護者たちが困ったときだけの短期間のみの保護者の姿勢に違和感を憶える、あるいは、短期間のみ利用するこどもたちが学童に入ってくることで、年間学童に通うこどもたちになんらかの影響がでるのではないかと不安に思うという意見もあります。しかしこの点については、わたしは工夫することで乗り越えられると思うのです。

問題は、現状に即して臨機応変に対応可能な指導員やパート職員の手配ができるかどうか、子どもたちを受け入れる体制ができているかどうかにあると思います。当然それに伴う人件費の増額負担への対応も考えられなければなりません。

緊急時や想定外の人件費の増額は町が負担し責任を持つことを望みます。あるいは学童保育基金のようなものを町が創設し、予想外の支出に対して柔軟に対応できるようにすれば保護者にとっては安心です。これは実現可能なことではないのでしょうか。

指導員やパート職員の人件費については、問題はまだまだあります。

学童クラブの運営費の約8割が人件費となっています。あるクラブの歳入歳出が1000万円の場合、800万円は指導員やパート職員の人件費にあてられています。このような運営のなかで、たとえば昨年まで総勢35人以上いたクラブが、今年は34人になった場合、町の補助金、児童クラブ運営事業委託料は指導員一人分の補助費である115万円が減額されることになっています。しかし学童クラブとしては町の補助金が減ったからといって、本年度は指導員ひとり、やめていただくというわけにはいかないと思います。そうならば、115万円減の予算のなかで、人件費を払っていくこととなりますが、これはいちクラブが対応できるものではないと思います。また来年子どもの数が増えたから、指導員を増やしましょうというように、そう簡単には指導員を増やしたり減らしたりできないし、子どもたちにとっても指導員が頻繁に変わることはいいことではないと思います。現に、8施設ある学童保育のうちの半数は35人前後の学童で運営しています。34人か35人かの違いで、補助金額に115万円の違いがでることに対して、運営におおきな支障がでるのはあきらかです。このような問題を踏まえて、補助金の仕組みを見直すことも必

要だと考えます。いかがでしょうか。

町の学童保育は公設民営であり、運営は保護者がやっていて、これは営利団体ではありません。ある保護者の方が「学童保育は単なる保育サービスではなく、ともに子育てを考えていくところが学童保育です」ということをおっしゃっていましたが、共感します。学童保育は親にとっては子育てに責任を持って考え学ぶ場でもあり、親同士のコミュニケーションを深める場、さらには地域コミュニティを創っていく場でもあるのです。

指導員の確保と人件費について、町が何らかの形で責任を持つことをのぞみます。

最初に、津幡町は学童保育については水準が高いことを言いましたが、これをさらに充実させ、「子育てなら津幡町で」といわれるような施策を押し進めることによって、若い世代の人口増加につながれば、町の活性化にもなると期待しますのでよろしくお願いします。

● 2009年になって初めて「土地開発公社経理基準要綱」を採用した経緯等について

2月17日の全員協議会の場で、とうとつに町土地開発公社に3億8000万円の欠損金が出たという話がありました。その3億8000万円の欠損金を補助するために、今後5年間にわたり、補助限度額を1億9000万円として、一般財源から土地開発公社に補助するという話でした。そしてまず、2011年には4000万円を補助するというので、本会議の当初予算に計上されています。

土地開発公社は、1972年に施行された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、全国の自治体で設立されるようになった特別法人です。津幡町土地開発公社は1974年に設立されています。

土地開発公社は何をすところかといえば、土地の取得が法律で制限されている、あるいはその能力に限りある自治体に代わって公共用地を迅速に取得するという公有地先行取得事業や、土地造成や宅地分譲、工業用地の分譲を行う土地造成事業などを行っています。

公社にはその業務の公共性から、公社への出資は地方自治体しか行うことが出来ないなどの制約がある一方、地方自治体が公社の債務を保証するなどの優遇措置も図られています。つまり自治体である町が金融機関への保証人となり、土地開発公社がその借金を返せなくなったときの返済は自治体が保証するというものです。

津幡町土地開発公社の資本金は200万円ですので、何億円もする土地を買い上げるときには、金融機関等からお金を借りて、借りたお金で購入し、毎年利息を支払いつつ運営しています。そのときの保証人は津幡町ということになります。土地開発公社は、町に代わって土地の安いときに、まただれも手をつけないうちに早期に土地を購入して、利子や経費、造成工事等を含めた簿価で町に売る。あるいは、企業に売るということをやってきました。しかしバブル崩壊以降(1988、89年ごろ)土地開発公社の多くは、開発計画が頓挫し、塩漬けの土地が増え、土地購入費、利子の支払い、経費の支払いと重なって、簿価の半分、いやそれ以下になることもあり、実損、含み損が拡大しました。そうして、公社の借金は膨らんでいます。

昨年12月の朝日新聞によれば、全国の土地開発公社が抱える借金で、自治体が金融機関への「保証人」となり、土地開発公社が返済不能になった場合に、自治体が保証するその額は2兆5609億円にのぼります。

土地開発公社の土地売買等の運営に関しては、自治体とは別会計であるので、議決は必要なく、議会のチェックが働かずに、放置されてきました。議会すなわち町民に、図られることはないけれど、町民は借金の保証人にはなっているということがいえそうです。

さて、本会議の当初予算には、土地開発公社へ4000万円の補助金が計上されていると最初に申し上げました。

議会としては、この点について審議しなければならないわけです。しかしそのための資料

がきちんと提出されていません。この欠損金は今年になって急にでてきたものではなく、土地価格の下落等により、含み損が発生していたために生まれたものですが、その経緯等についての資料が議員には与えられていません。まず、きちんと土地開発公社の資料を議会に提出し、公開するべきです。この点について最初に答弁をお願いします。

一般財源から補助金をだすというのであれば、本来なら、町土地開発公社運営健全化補助金交付要綱（案）を議会に示す前に、土地開発公社の実態、現状を議会に公表し、詳細に説明して、その上で補助金等の対策を含め、土地の売買についても議会に図っていくべきではなかったかと思います。

土地開発公社が2009年度に売った旭山や富田の工業団地の土地価格を考えると、今後損失がでるのは間違いないから、一般財源から補助金を出すのだというふうに、町はいつているようにわたしには聞こえます。

筋道が逆に思えてならない。町の手順は議会を無視しているように思えます。

2点目。

新たに制定を予定している町土地開発公社運営健全化補助金交付要綱（案）に健全化という文言が入っているということは、あきらかに今まで不健全であったという認識があるということだと思しますので、現況を招いた原因と問題点についての詳細な説明を求めます。

3点目

国からは、2005年1月に、土地開発公社の土地価格の適正な評価を通じた経営状況の適切な把握をするようにという指示が出ていたのに、適正な評価額で算定せず、4年間放置していた理由は何でしょうか。含み損については、土地開発公社は以前から把握していたはずですが。

実体に即した土地評価額を、決算書に導入しなかった責任は大きいのではないのでしょうか。問題を先延ばしにして、損失をふくらませたとも考えられ、その責任はどこにあると考えますか。

4点目

2009年度の決算書によれば、長期借入金は11億6830万円であり、2009年度の利息の支払いは1678万5948円となっています。

過去10年間の利息の支払い額の合計はいくらになっていますか。長期借入金の金額の推移はどうなっていますか。

また、2010年度の長期借入金の残高とその利子はいくらになると見込んでいますか。

2009年度になって初めて、国が示す「土地開発公社経理基準要綱」に基づいて計算したところ、3億8000万円の欠損金が出たという経緯についての説明を求めます。

●町土地開発公社が公表した欠損金3億8000万円の根拠等について

それでは、今回町土地開発公社が公表した欠損金3億8000万円の根拠等について質問します。

町の説明では、2009年度の決算書から、簿価85、000円の土地を50、000円での土地評価額として計算して、「土地開発公社経理基準要綱」に基づいて計算したら、それが欠損金3億8000万円になり、今回の補助金対策である、町土地開発公社運営健全化補助金交付要綱（案）を議会に示すことになったという簡単な説明でした。単純に差額で見ると坪3万5000円、土地評価額が下がり損失がでてきたということだと思いますが。

そこで、1番目の質問です。

土地評価額を50000万円とした根拠は何か。欠損金3億8000万円はどのように算出されたのでしょうか。土地評価基準の一覧表があるのでしたら示してください。

2番目の質問です。3億8000万円の欠損金の半額1億9000万円を補助限度額にした根拠は何でしょうか。

経営努力して改善を期待すると聞きましたが、改善できる見通しはあるのでしょうか。どのように見通しているのかについて質問します。

また、2009年度の決算書から3億8000万円の欠損金が出ていますので、3番目の質問として、2009年度に売買した土地についてお聞きします。

この年に、土地開発公社は旭山工業団地の一部と富田工業団地の一部を売っています。旭山工業団地293、5坪を1坪47、700円、総額1千400万円で売っていますが、この土地の簿価はいくらだったのでしょうか。また、何という会社が旭山工業団地を購入したのか。その土地は、今後どのように利用されるのでしょうか。

同じく富田工業団地の800坪は1坪50、000円、総額4千万28円で売買されています。富田工業団地の売買についても同様の説明を求めます

また同じく2009年度に1億735円で購入した広大な土地、（仮称）東部工業団地用地取得に関してですが。購入目的、使用用途は名目通り工業団地としての購入と認識しているのか。販売可能な土地にするには、今後の造成工事等の必要経費や利子を含めた簿価をいくらと想定しているのか。また、都市計画を念頭にして、買い手を見込んでの土地購入なのか。

● 町土地開発公社の今後について

土地開発公社の借金は自治体が債務保証をしているのであり、ということは、その債務の返済には、最終的には町民、国民の税金をあてるということになります。それを思うと、土地開発公社の土地売買等の運営に関しては、自治体とは別会計のためにいままで議決は必要なく議会のチェックが働かずに、放置されてきたことに対して大変疑問を感じています。

実際、土地開発公社はどのように運営されているのでしょうか。

土地開発公社を構成する役員はどのような人たちでしょうか。

町土地開発公社の定款を読むと、事務所は町庁舎内とあり、実際産業経済課内におかれています。役員には理事と監事を置くことが定められ、その理事と監事は町長が任命することとされています。そして理事には、現在、町長や副町長、総務部長を始めとした町管理職員、そして議員が5人、それ以外に商工会等の関係者町民2人の計10人からなっています。そして監事には2人の議員という構成で、つまり実態は組長と町職員と議員からなるといっても過言ではありません。議会の議決は必要ないとはいっても、実際には土地開発公社は、町長が任命した町職員と議員が中心となって運営しているのです。この仕組みについては、「**実質的には自治体と一体の組織であり、外部チェックが働きにくく、透明性・公開性に欠ける**」との批判の声もあります。

土地開発公社の今後の健全化のためには、「事務局（理事会？）と財政部局で検討する」という副町長の話でしたが、事務局（理事会？）と財政部局できちんと問題が解決されるのでしょうか。示された町の要綱案についても、とりあえずの応急措置のように思われます。

問題の本質をあきらかにして抜本的な改善策を講じた上でなければ、根本的な解決にはならないと思います。

土地開発公社の今後の健全化のために、どのように考えているか。

長期借入金を返済する具体策等について、きちんと検討しているのか。それともこれからやっていくということなのでしょうか。

土地開発公社の抜本的改革のための取り組みを始めるべきです。一部のみの改革では、その効果も期待できません。抜本的な改革については、国の通知では、土地開発公社の存続の有無にかかわらず、その土地を保有するすべての土地について土地処分計画を策定するよう示しています。長期保有の原因を明らかにし、土地用途を明確にし、処分困難な土地については、その経緯を明らかにすべきであり、事業計画の見直しや責任の所在をも明らかにするように努めなければならないともいっています。

平成25年度（2013年度）までの時限措置である第三セクター等改革推進債を、国が提示していることも踏まえ、土地開発公社の存続の是非やあり方をも含めて、その健全化にむけての方策等について、議会にも公開し、外部有識者も加えて、検討されるべきではないかと考えますので、土地開発公社の今後について、その対応について、町長に答弁を求めます。

● 町は町民に対して、細目協定等ボートピアについて詳細に説明せよ

- 1) 今年度において、町と施行者自治体みどり市、あるいは町とグッドワンとの間でいつ、どのような内容の話し合いがなされたのですか。

警察との協議はどのようになっていますか。

ボートピア設置に関する新しい情報のすべてを公開してください。

また今後どのような手順で、ボートピア設置計画が進められていくのですか。

- 2) ボートピアの上下水道工事が今年1月ごろに終了したという情報を耳にしましたが、確かなことは知らされていません。どうなっていますか。上下水道に対して、町側がかかわっていることは何でしょうか。(町がグッドワンに対して便宜を図るといことはあるのか)

- 3) みどり市と津幡町の細目協定については、みどり市と津幡町は今年度中の締結を目標に、事務レベルで準備を進めることを申し合わせたという報道(中日、北國)が昨年6月の地元新聞紙上にありましたが、細目協定についてはいまだ議会にも町民にもまったく知らされていません。現状はどうなっていますか。その詳細を公表してください。また細目協定を締結する時期についてですが、国土交通大臣の設置認可が下りていないのに、細目協定が結べるのでしょうか。

千葉県習志野市のボートピアは、国土交通大臣設置確認が平成17年8月22日、細目協定、覚書の締結はその約3ヵ月後の平成17年11月15日となっています。

(習志野市のボートピアは平成18年に9月27日に開設)

- 4) ボートピア津幡環境委員会設置に関しての町の考え方を聞きたい。委員をどのようにして選ぶのですか。環境委員会には、舟橋地区の住民のみならず、ボートピアの周辺地域である緑ヶ丘や庄、加茂地区などの町民の代表が入らなければなりません。環境委員会はボートピア設置により発生する諸問題について話し合われる場であり、協議し解決を図るためにも、住民の声がしっかり届く委員会でなければなりません。町にはこのことをしっかり守っていただきたい。

(青少年対策についていえば、習志野市の細目協定には、学生生徒及び未成年者の入場禁止が織り込まれています。)

- 5) みどり市と津幡町との間で、平成20年に作成されていた「ボートピア津幡に関する細目協定案」には、その他としてその第8条の2項において

「みどり市は本件施設の運営事務の一部又は全部を第三者に委託する場合は、委託契約書等において、行政協定及びこの細目協定の定めについて受託者が施行者と同等の責めを負うべき旨の規定を置かなければならない。」とあります。

町はあくまでも施行者自治体であるみどり市と協定を結んでいるのですから、最終責任はみどり市が負うと考えるのが普通です。しかし受託者がみどり市と同等の責めを負うというのであれば、津幡町に対する責任という意味では、この細目協定案によれば、受託者はみどり市と同等の責任を持つといていることとなります。仮称ポートピア津幡の場合、受託者とはつまりグッドワンにあたると思われ、グッドワンはみどり市と同等の責めを負うと細目協定案にはかかっているということとなります。

つまり、この細目協定案の第8条の2項には、みどり市は運営会社グッドワンに運営事務の全部を委託して、責任もグッドワンに、といているのだと読み取れますがいかがですか。つまり平成20年に作成された細目協定案における甲はみどり市とありますが、実質はグッドワンとの細目協定に等しいと考えられます。

であるならば、みどり市と受託者であるグッドワンとの間にどのような約束、どのような委託契約書がかわされているのかを町は把握しておく必要があるのではないですか。この点について町はみどり市と受託者グッドワンとの契約書等を確認していますか。この場合、受託者とは、グッドワンか、あるいはその親会社のことか、この点についても確認していますか。最終的な責任の所在はどこにあるのか、非常に不安に思います。町長に答弁を求めます。